|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運営企画書の  該当ページ | 不開示を希望する部分 | 具体的な理由 | 目黒区情報公開条例根拠 |
|  |  |  | 第７条　　号 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書

法人名：

以　　　上

**目黒区情報公開条例**

参考資料

第７条　(行政情報の開示義務)

実施機関は、前条の規定による行政情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、当該開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該行政情報を開示しなければならない。

1. 個人生活に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　何人でも法令の規定により閲覧することができるとされている情報

イ　公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ　人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

1. 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

イ　違法又は不当な事業活動によって生じる消費生活等の障害から区民の生活を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

ウ　ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、特に公にすることが必要と認められるもの

1. 区政執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア　入札予定価格、立入検査の計画、職員人事評価記録、教育指導記録又は交渉若しくは争訟の処理方針等で、公にすることにより、区政の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの

イ　公にすることにより、犯罪その他の社会的障害を生ずるおそれのあるもの

ウ　国又は他の地方公共団体等(以下「国等」という。)との間における協議、依頼、指示、要請又は委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係を著しく損うおそれのあるもの

エ　区の機関内部若しくは機関相互又は区と国等との間における審議、検討等の意思決定過程における情報であって、公にすることにより、公正又は適正な意思決定を著しく妨げるおそれのあるもの

1. 法令の規定により公にすることができないとされている情報